

平成26年 6月 定例会（第2回）会議録（抜粋）

◆15番(真船和子君) 皆様、おはようございます。本日、最後の一般質問の日となりました。よろしくお願い申し上げます。

議長の指示に従い、公明党を代表し一般質問をいたします。

初めに、男女共同参画について、女性の活躍を加速化させるための加速化プラン策定について、市長の見解を求めます。

自民・公明の与党両党は、この6月11日、女性が生き生きと活躍できる社会の構築を目指すとして、女性の活躍推進加速法案、議員立法を衆議院に共同提出を行ったところであります。その内容は、2020年までに指導的立場にある女性の割合を3割へと引き上げる政府目標の達成が柱であります。法案では、日本経済の持続的な発展には社会のあらゆる分野で女性の持つ能力を最大限に発揮することが重要であると指摘をしております。今後は、国、地方自治体、企業に対して女性のワーク・ライフ・バランスの強化や男性の育児・介護参加を促進する施策の推進を求めています。

なお、女性政策で最も重要な点は、一人一人の女性の幸福や希望の実現を進めていくことが大前提であります。一人一人の女性は、自分らしい生き方を選択し、他の人たちの多様な価値観を受け入れつつ、前向きに生活していくことを望んでおります。この女性の幸福や希望を実現する視点から、女性の活躍を加速化させるための加速化プラン策定について市長の見解を求めます。

2点目に、子育て支援について3点お伺いいたします。

初めに、子ども・子育て支援新制度についてお伺いいたします。

新制度においては、私立幼稚園に在籍する子どもに対する施設型給付は、当分の間全国統一費用部分と地方単独費用部分を組み合わせ一体的に支給され、地方単独費用部分は、この国の示す水準に基づき地方財政措置されることとなっております。新制度の目的であります幼児教育の提供体制をしっかりと確保するためには、本市においても国の示す水準に基づく施設型給付をしっかりと支給できるようにするべきと考えます。

そこで、公定価格設定基準と新制度への取り組みについて、住民や保護者等への周知、説明はどのように行っていく予定であるのかについてお伺いいたします。

また、新制度においては私立幼稚園で実施されている預かり保育が、私学助成ではなく、市町村が幼稚園に委託をして一時預かり事業として実施されることとなります。新制度の移行により、保護者の混乱を招くことのないよう十分な説明を求めます。一時預かり事業の実施についてお伺いいたします。

2点目に、利用者支援事業について進捗状況をお伺いいたします。

3点目に、移動式赤ちゃんの駅についてお伺いいたします。

近年、野外でのイベント会場などで乳幼児連れの母親が授乳やおむつがえに自由に使えるように、移動が可能なテントや折り畳み式おむつ交換台を移動式赤ちゃんの駅として無料で貸し出す自治体がふえております。本市においてもぜひ積極的に導入すべきと提案いたします。

最後に、保健福祉事業について2点お伺いいたします。

1点目に、「健康なまち習志野」宣言した後の具体的な健康施策の取り組み内容についてお伺いいたします。

2点目に、救急医療について、習志野市の対応についてお伺いいたします。

世界保健統計2014によりますと、新生児と乳幼児の死亡率の低さは世界でそれぞれ第1位と第3位を誇る日本ではありますが、1歳から4歳の幼児死亡率になりますと事情は異なり、世界21位となり、先進7カ国の中ではワースト2位という不名誉な結果が出ております。その幼児の死因の1位は、誤飲や誤って風呂で溺れたりするなどの不慮の事故と言われております。習志野市の子どもたちの安全・安心のために、市内での適切な救急医療体制の充実を求めます。そして、二次救急医療機関であります済生会習志野病院での夜間・休日診療を切に願うものであります。そのことを要望し、子どもの命と母親の命を守る視点から、小児医療や妊婦の24時間救急医療体制の充実について、本市の対応をお伺いいたします。

以上で第1回目の質問といたします。

◎市長(宮本泰介君) おはようございます。本日、一般質問最終日、よろしく願いいたします。

それでは、真船議員の一般質問にお答えいたします。全て私からの答弁でございます。

大きな1番目、男女共同参画について、女性の活躍を加速化させる加速化プランの策定につきましてお答えいたします。

公明党が先月の30日に政府に提出いたしました持続的経済成長のための成長戦略の中で、女性の活躍を推進するため策定を求めている加速化プランに関しましては私も承知しております。そして、その方向性については共感できるものでございます。

私は、少子高齢化の進展、家族のあり方や個人の価値観の多様化など、社会経済情勢が大きく変化してきている現代において、女性が活躍する社会の構築のためには、まず男女それぞれが互いに個人を尊重しつつ、個性と能力を十分に発揮できる社会、すなわち男女共同参画社会の実現を目指した取り組みを進めていくことが不可欠であると考えております。

この男女共同参画に関する習志野市の状況を振り返りますと、平成3年に女性政策課を設置したように、県内でも早い時期からこの施策に着手してまいりました。そして、その後、平成15年に男女共同参画センターを開設し、さらに翌年の平成16年には推進条例の制定並びに審議会の設置など体制を整備してまいりました。また、同時に平成6年の女性プラン、平成13年の男女共同参画プラン、平成20年の男女共同参画基本計画の策定など、その時々施策を推進する道筋を明確に示してきた中で、本市では、多くの市民の皆様にも男女共同参画の意識を醸成し、一歩ずつ着実に実績を積み重ねてきたものと確信しております。

しかし、国の成長戦略の考え方で示されているとおり、現段階においても女性が活躍できる社会環境はまだ十分ではなく、この道のりは半ばであると受けとめているところでございます。そこで、今後本市における男女共同参画施策をより前進させていくためにも、習志野市長期計画にあわせて策定した第2次男女共同参画基本計画を今年度からスタートする中で、その進行管理にしっかりと取り組むとともに、開設10周年を迎えた男女共同参画センターを拠点として、審議会の初め、市民、関係団体、企業、農業関係者など、いま一度あらゆる分野の関係者との連携に努めながら、男女がともに仕事や子育て、生活を両立できる環境の整備に向けて取り組んでまいります。

続いて大きな2番目、子育て支援について、(1)子ども・子育て支援新制度について、公定価格設定基準と周知方法と、幼稚園における一時預かり事業の実施についてお答えいたします。

まず、公定価格の設定基準と周知方法についてお答えいたしますと、子ども・子育て支援新制度

における公定価格とは、子ども1人当たりには質が確保された教育・保育を実施するための経費であり、この公定価格は内閣総理大臣が定める基準によりまして算定するものとされ、幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業等を通じた共通の給付及び市町村が定める利用者負担額の基準となるものでございます。

5月26日の国における子ども・子育て会議におきまして公定価格の仮単価が決定したところでございます。公定価格及び給付費につきましては平成27年度の予算措置が前提となりますことから、正式決定につきましては平成26年度後半、今年度の後半となります。今後の各市町村における利用者負担額の算定につきましては、公定価格の仮単価をもって試算してまいります。

内閣府が示した公定価格は、子どもの認定区分や年齢、保育必要量、さらには施設の定員規模や所在する地域区分に応じて分類されており、その内容といたしましては、質の確保・向上が図られた教育・保育を提供するために必要な人件費、事業費、管理費等が価格に含まれております。また、今回の公定価格は、消費増税分が充当される0.7兆円程度の財源を前提として質の改善を図るため、これまでの私学助成や保育所運営費等に加え、新たな費用が盛り込まれております。具体的には、職員の配置改善や処遇改善のための人件費のほか、栄養士を配置する場合の人件費、小学校との連携のための管理費、保育所の研修機会確保のための代替職員費用などが公定価格に盛り込まれます。

今後、この公定価格の仮単価を熟慮した上で、習志野市の幼稚園、保育所、認定こども園の現状を踏まえ、市の財政状況等、さまざまな観点から検討を加え、利用者負担額を決定してまいります。

なお、平成27年4月から新制度がスタートすることを想定いたしますと、利用者負担額につきましては、平成26年7月末、来月末には仮決定をし、8月から公民館等の公共施設及び幼稚園、保育所、こども園等におきまして保育の必要性の認定等の制度改正の内容とあわせて、未就学児の保護者の皆様に対し広く周知を図ってまいります。

次に、幼稚園における一時預かり事業の実施につきましてお答えいたします。

国は新制度におきまして、増大する保育需要や多様化する保育ニーズに柔軟に対応するために、幼稚園における預かり保育と保育所による一時保育を一時預かり事業として制度の一本化を図ろうとするものであります。本事業は、給付対象施設として新制度へ移行した幼稚園が預かり保育を実施した場合に対象となるものであり、新制度へ移行しない旨の申し出があった幼稚園につきましては、これまでどおり私学助成の対象となります。

市内の幼稚園における預かり保育の実施状況としては、市立、私立、全ての幼稚園、こども園において実施をしております。実施時間は市立幼稚園におきましては午後4時まで、私立幼稚園3園及び市立こども園におきましては午後5時まで、私立幼稚園2園は午後5時半までとなっております。

幼稚園における預かり保育の需要量の見込みは、平成24年度に実施したニーズ調査をもとに子ども・子育て会議において検討した結果、平成27年度からの5年間において幼児1人当たり年間18日間から19日間であり、過去5年間の利用実績平均19.6日と、ほぼ同様の結果となりました。さらに、保育所に入所可能な要件を持ちながらも幼稚園を利用したいとする対象児童のうち、預かり保育を利用する需要量につきましては、1人当たり年間22日となっております。

今後、この需要量に対する確保方策を定めてまいります。現状の幼稚園、こども園の預かり保育の実施により十分対応が可能であると考えております。しかしながら、多様化する保育ニーズへの対応や、働く保護者へのさらなる支援策として、預かり保育時間の延長や長期休業中の実施など、事業の拡大・充実を図る必要があると考えており、今後私立幼稚園の新制度への移行を含め、各園の皆様と協議・検討を進める中で、子育て支援の充実に取り組んでまいります。

続いて、(2)利用者支援事業についての進捗状況をお答えいたします。

利用者支援事業は、平成27年4月から施行予定の子ども・子育て支援新制度において地域子ども・子育て支援事業として定める事業の一つであり、子ども及びその保護者が子育てにかかわる支援を円滑に利用できることを目的として取り組む事業であります。本市といたしましては、これまでも真船議員から御質問を頂戴しており、平成26年度中に取り組めるよう準備を進め、幼稚園の入園申し込みの時期に合わせた平成26年7月中、つまり来月から試行的に東習志野こども園こどもセンターにおいて実施することいたしました。

事業内容といたしましては、これまでの子育て支援情報の提供や相談に加え、市内保育施設等の入所状況や、子ども及び子育てにかかわる市や国の政策等についての情報提供など、利用者支援に取り組んでまいります。利用対象者は、子どもを持つ保護者を初め、妊娠中の方も視野に入れております。また、利用日や利用時間につきましては、こどもセンターが開設している月曜日から土曜日までの午前9時から午後4時までとし、対応に当たる職員につきましては、こども園のこどもセンターに配置しております保育士等が所定の研修を受講した上で、子育て支援コンシェルジュとして保護者等の相談に対応してまいります。なお、この試行期間中に利用者支援事業の課題等の検証を行い、平成27年度以降の拡大に向け、子育て家庭にとって必要な支援につながるような事業を実施してまいります。

続きまして、(3)移動式赤ちゃんの駅についてお答えいたします。

移動式赤ちゃんの駅は、おむつ交換や授乳を行うためのスペースとして、折り畳み式おむつ交換台がセットとなった移動が可能なテントであります。このテントを設置することで、乳幼児を連れた保護者が安心して屋外でのイベント等に参加できるようになるほか、災害時等の非常事態においてもおむつ交換ができる場所がない場合に活用できるものであります。

本市では、乳幼児連れの御家族が安心して外出できるような環境づくりを目指し、子育て応援ステーション事業として市内13カ所の薬局、事業所に御協力いただき、授乳やおむつ交換ができる場所を提供しております。また、市内公共施設においては授乳やおむつ交換のスペース確保に努めております。今回真船議員から御提案のありました移動式赤ちゃんの駅につきましても、安心して子育てができる環境づくりと災害時への備えなどの活用方法を想定し、現在既に貸出事業を行っている先進市の状況などについて調査を行ってまいります。

続きまして、大きな3番目、保健福祉行政について、(1)「健康なまち習志野」宣言をした後の具体的な健康施策の取り組み内容についてお答えいたします。

本市では、平成25年4月1日に、(通称)習志野市健康なまちづくり条例を施行し、市民一人一人の主体的な健康づくりを積極的に支援するとともに、健康を支え守る社会環境の整備を全庁的に進めているところであります。そこで、市と市民が未来にわたって健康なまちづくりを進めていくという誓いを立て、その強い決意を市内外に明確に示すために、市制施行60周年を記念する事

業の一つとして、(仮称)「健康なまち習志野」を宣言することとしております。

今後推進する取り組みは次の3点であります。

1点目は、健康的な生活習慣を確立するための施策であります。まず、これまでも継続してまいりました他市町村や大学、企業、そして市民の方々との協働による健康づくりを発展させてまいります。さらに新たな取り組みとして、保健師が小学校や中学校に出向き、「早寝早起き朝ごはん」の重要性を話し、保護者に対しても日常生活の見直しに取り組むように働きかけを行ってまいります。また、日々の運動や食事、検診の受診や健康教室などへ参加した場合にポイントを付与し、ポイントに応じたサービスが受けられる健康マイレージを導入いたします。

2点目は疾病の予防であります。まず、特定保健指導について、さらなる実施率の向上を図ります。また、糖尿病発症予防の健康相談の対象者を拡大し、支援をしてまいります。がん検診につきましては、今年度から未受診者へは勧奨はがきの送付を行い、平成27年度からがん検診の通知の宛名を世帯主から対象者連名に変更するなど受診率向上の取り組みを進めてまいります。

3点目は介護予防であります。転倒予防体操をさらに地域へ普及していくため、転倒予防体操推進員の活動を積極的に支援してまいります。また、食事や会話を生涯楽しむことが介護予防につながることから、高齢者の口腔機能の維持・向上に取り組めます。さらに、運動器の機能向上を図るステップアップ教室や、介護予防複合プログラムとして「はつらつ元気塾」などの定員をふやし、充実を図ります。

以上、これらの取り組みを含めまして、今年度中に健康づくりの総合計画である新たな健康なまちづくり基本計画を策定いたしまして、「健康なまち習志野」の実現に向けまして努力をしてまいります。

最後に、(2)番目、救急医療について習志野市の対応をお答えいたします。

救急医療体制は、医療法に基づき、都道府県ごとに一次救急から三次救急までの体制が整備されており、千葉県では千葉県保健医療計画に規定されております。現在本市では、夜間の一次救急を担うために保健会館1階の習志野市急病診療所におきまして、午後8時から午後11時までの毎日、内科、小児科の診療をしております。二次救急は、一次救急の診療の結果、さらに検査や入院、手術が必要となる場合の診療を提供するものであり、市内4カ所、千葉県済生会習志野病院、津田沼中央総合病院、谷津保健病院、習志野第一病院の医療機関がございます。この二次救急の診療でさらに救命が必要となる重篤な場合には、三次救急である救急救命センターとして、この近隣では船橋市立医療センターと順天堂大学附属浦安病院が指定されております。

本市の小児救急医療体制につきましては、夜間であれば一次救急は習志野市急病診療所が担います。そして、二次救急は毎週月曜日に谷津保健病院が実施しており、そのほかの曜日に二次救急が必要とされる場合につきましては他市の医療機関にお願いしている状況であります。そこで本市は、小児救急医療の確保のため、済生会習志野病院に対し夜間の小児救急医療の充実についてかねてから強く要望しているところであります。しかしながら、現状、小児の救急医療につきましては、全国的に小児科医師が不足し、病院での小児科医師の確保が大きな……

◎市長(宮本泰介君) しかしながら、現状、小児の救急医療については全国的に小児科医師が不足し、病院での小児科医師の確保が大きな課題となっております。済生会習志野病院においても、小児科医師不足のため、現段階では小児の二次救急の実施は困難であるということであり、

このことは、市内のほかの二次救急医療機関におきましても同じ状況であります。

このような状況から、県は、より質の高いサービスを計画的・効率的に提供するため、生活圏域に配慮した地域を単位とした保健医療圏を設定して、市域を超えた救急医療体制を定め対応しているところであります。

また、公明党から予算要望としていただいております妊婦の24時間医療体制の広域整備につきましては、千葉県では救急医療体制の中においても周産期医療分野といたしまして体制を整えております。この体制整備の一つといたしましては、地域の病院等で妊婦健診の結果リスクが高いとされた方が、より高度な医療を受けられる病院を定めており、本市が属する東葛南部保健医療圏域では、船橋中央病院、船橋市立医療センター、東京歯科大学市川総合病院、順天堂大学附属浦安病院が指定されております。

次に、2つ目といたしましては、今述べた4つの病院で対応が困難な妊婦及び重症な新生児につきましては、さらに高度な医療を受けられる病院を定めており、東京女子医科大学附属八千代医療センター、千葉大附属病院、亀田総合病院が指定されております。このシステムが機能するためには、妊婦健診を行う地域の診療所・病院と、高度な医療を提供する医療施設との連携が必要不可欠であります。本市といたしましては、医師会や県の担当課である医療整備課、習志野健康福祉センターとの連携に努めてまいります。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

済みません。訂正があります。ちょっと多くて済みません。

2番目の子育て支援につきまして、(2)利用者支援事業について進捗状況を伺うとの答弁で、「午前9時」というところを「午後9時」からと答弁したようでございます。大変申しわけございません。

それと、大きな3番、保健福祉行政についてのところで、「(通称)習志野市健康なまちづくり条例」というところを「(仮称)習志野市健康なまちづくり条例」と答弁したようでございます。訂正いたします。

それともう一つ、保健福祉行政について、「早寝早起き朝ごはん」というところを「朝寝早起き朝ごはん」と答弁してしまったようで、「早寝早起き朝ごはん」。朝寝てはいけません。

ということで、おわびして訂正申し上げます。失礼いたしました。

◆15番(真船和子君) ありがとうございます。市長の「朝寝」という言葉には和む感じでございますが、元気いっぱい、きょう一日頑張っていきたいと思っております。

男女共同参画につきましてから再質問に入らせていただきます。

本日の新聞、またはニュース等でも、この女性の就労後押しということで、内閣のほうでも成長戦略が示されてきたことがニュースになっておりました。そういうことも含めまして、この女性の参画に対する環境整備を習志野市におかれても進めていただくよう要望するものでございます。

このたびのこの法案提出に当たりましては、私たち全国の公明党女性議員、906名おります。この906名の女性議員が、2014年2月から約3カ月間にわたりまして、有識者や関係諸団体等へのヒアリング、または地域の先進事例の視察を行いまして、この女性の活躍を推進するために必要な施策、または女性の視点を生かした新たな施策立案について聞き取り調査を行ってまいりました。そうした現場の声を、このたびのこの法案に反映をさせていただいております。

私も、また我が党におります小川議員も、ともに女性議員として現場に入らせていただきました。

女性の起業家、または会社のトップをされている方たちとの懇談の折、声といたしましては、女性が抱える部分ではやはり子育てが一番厳しい、働きながら子育てをしていくということが一番大きな壁になるということも話されておりました。または中小企業の部分であれば税金が高いとか、そういうようなことも現場からも出ておりました。そういう声を今回の法案に反映させていただきました。

ですけれども、まだまだこの女性が活躍するに至りましては、阻む偏見とか差別意識が根強いものが見受けられます。2013年の世界経済フォーラムによりますジェンダーギャップ指数でも、この日本は世界136カ国中105位にとどまっております。実は、そのことを数字を示す部分でも、習志野市にあります、この第2次男女共同参画基本計画の中の市民意識調査の中にも実はあらわれておまして、このような市民意識調査の問いをされておるんですが、「男は仕事、女は家事・育児という考えについて賛成ですか」という問いに対しまして、男性は60.6%が、まだまだ男は仕事、女は家事・育児という考え方が通っている。女性は43.3%ということになっておりました。このような結果から見ましても、まだまだ男性は仕事、女性は家事・育児だという部分が阻んでいるのかなという思いもいたしました。このような結果から見ましても、この男女共同参画の理念が理解できていないという部分もあるのかなど。また、本市のこの行政の中におかれましても、そういうことも若干お聞きすることもございます。ですので、市長もまだまだこの道のりは半ばであるという御見解を先ほど示されておりました。

こういう中で習志野市としましては、この男女共同参画基本計画の、この第2期計画の中で環境整備に取り組んでいきますよというものになっております。でも、国はもうすぐ成長戦略として、この環境整備に取り組む行動計画を立てなさいということも言われてきております。こういうことも含めながら、この第2次計画をどのように進めて環境改善に取り組まれていかれるのか、お尋ねいたします。

◎市民経済部長(市川隆幸君) 御質問の男女共同参画の推進に当たりまして、2次計画をどのように進めていくのか。それに先立って、これまでの取り組みの経過、反省、課題だとか、そういうものについてあわせて答弁させていただきます。

担当部として第1次計画の6年間、平成20年度からの6年間を振り返りますと、延べ181事業、この事業を計画に基づきまして推進してまいりました。この中で実績評価、いわゆるどのような事業を、どのようなイベントを何回開催しましたと、それに当たって参加者は何名でしたという数字的なもので、明確な数字的なものを評価する実績評価という形で進行管理を行ってまいりました。この結果、6年間で、その進捗状況については、それぞれ事業に大小はありましたが、6年間でそれぞれの実績を積み重ねてきたものと私どもとして認識しております。

しかしながら、先ほど申し上げた数字で評価をするということでありまして、その結果が、習志野市が求める男女共同参画社会というものがどのように進んできているのかということが非常にわかりづらいという部分がございます。また、あわせて、これらの数字の評価結果を次の段階のどのような形で、次の段階に新たな事業を見直したり、実践に結びつけたりすることが非常に難しいという課題が今までございました。

そこで、第2次計画の策定に当たりましては、先ほど議員のほうがおっしゃりました第2次計画の策定に当たって市民の意識調査、習志野市の男女共同参画に当たってどのようなものを市民の方が求めていらっしゃるのかということ把握するために、平成24年度に市民の意識調査を実施

いたしました。この結果、第1に、回答者のおおよそ4割の方がDV被害を経験しており、そのうちの約2割の方が複数回の被害を受けていること、また、第2に、政策決定の場における女性の参画に関するニーズが前回調査よりも増加していること、第3に、女性が働くことについては、結婚、出産にかかわらず仕事を持つことを志向している人が多いこと、第4に、男女がともに働きやすい職場をつくるための環境として、育児・介護休業制度の整備並びに保育環境の充実を期待していること、第5に、仕事と生活の調和の推進を図るワーク・ライフ・バランスを求めている人が多いこと、このようなことがわかりました。

また、あわせて、このほか地域ミーティングを開催した際に、保育サービスの充実やワーク・ライフ・バランスの必要性など、女性の参画を前進させるための充実を求める意見が多く寄せられ、このような市民のニーズに即した計画の必要性、これを再認識したところでございます。

このように、第2次計画の策定に当たってさまざまな御意見をいただきました結果を踏まえて、今回、2次計画を効果的に推進させるために5つの柱、重点施策を定めました。その1つ目はDV被害者が安心して相談できる体制づくり、2つ目が市政における女性の参画促進、3つ目が女性の視点を盛り込んだ防災・防犯の対策の促進、4つ目がワーク・ライフ・バランスの推進、5つ目が男女共同参画の視点に立った子育て支援の充実でございます。新たな2次計画では、多くの市民の方が求めます、この5つの重点施策をより強化して取り組んでまいりますとともに、事業や施策の取り組みを単なる結果として終わらせるのではなく、次の段階の新たな改善につなげていく評価手法についても検討してまいりたいと、このように考えております。

また、関係各課が男女共同参画の理念をしっかりと理解して事業を推進していくことができますよう、男女共同参画センターが核となりまして、各課の相談に応じたり、また提案をしていく体制を整え、部局間の緊密な連携・協力体制を整えてまいりたいと考えております。以上です。

◆15番(真船和子君) ありがとうございます。部長の力強い今御答弁をいただきました。男女共同参画センターが核となり、これから女性の社会進出の後押しをしていただけるというふうに今受けとめましたので、重点項目の課題につきましては、今後一つ一つ、またこの議場おかりしまして一緒にとともどもに環境整備に進めていきたいかなと思っております。

ただし、このさまざま国の成長戦略を見ましてもわかりますとおり、女性が活躍するためには、子育て環境であったり、また医療の現場であったり働く環境であったり、さまざまな分野にまたがっております。この部局横断型の事業が多い、こういう施策におかれまして、本当に女性が活躍している環境、整備されているかということをしっかりこれから評価していく必要があると考えます。

そこで、この男女共同参画センターが核となって、関係各課とのどのような連携・協力体制をつくっていくことができるのか、お尋ね申し上げます。

◎市民経済部長(市川隆幸君) 男女共同参画推進における庁内関係各課との連携・協力体制についてお答え申し上げます。

本市の男女共同参画施策には、推進条例を定めております。その推進条例に規定された5つの理念に基づいて、部局を超えて全庁で取り組んでまいります。男女共同参画社会を実現するためには、今お話がありましたように、その取り組みは幅広く、あらゆる関係分野にわたります。そこで、推進に当たっては庁内各課の連携を密にして、それぞれが協力し合いながら第2次計画を進めていかななくてはならないと、そういう必要があると認識しているところです。

そのためには、まず私どもとして、男女共同参画を進める庁内会議、このような中で十分な意見交換を行って、理解と協力を求めてまいります。具体的には、男女共同参画施策を総合的に推進するために設置しました、各部次長を構成員とします男女共同参画推進庁内連絡会議、これを初めとして、暴力や虐待等の支援に携わる部署、この担当課長が集まりますDV防止推進関係課長会議、そしてワーク・ライフ・バランスに関して庁内職員の議論の場でありますワーク・ライフ・バランス推進プロジェクトと、こういうものがございます。今回、2次計画がスタートしたこともありますので、これらの会議において意識調査の結果並びに2次計画の推進に関する説明等を行いまして、市の現状、また課題を全庁で共有するとともに、男女共同参画の推進に関する意見交換を十分に行って施策の推進につなげてまいりたいと考えております。

また、2次計画を推進する新たな評価方法についてですが、これについては、これから審議会と十分に協議を進めていきますが、これらの会議に先ほど申し上げた庁内の会議の出席者の職員にも十分に理解を求め、事業担当課の意見を取り入れてまいりたいと、このように考えております。

さらには、男女共同参画の意識を醸成するために、庁内の啓発活動、これも強化していかねなければならないと、このように考えております。具体的には庁内職員向けの啓発紙の発行、それから市民や関係団体との協働による講演会、これに職員の出席を求めてまいりたいと考えています。また、あわせてホームページの活用など、あらゆる機会を通じて周知・啓発を行ってまいります。また、あわせて職員を対象とした研修、意識調査を実施するなど、引き続き職員の意識向上に向けて積極的に取り組んでまいりたいと、このように考えております。以上です。

◆15番(真船和子君) ありがとうございます。政府でも2020年までに指導的立場にある女性の割合を3割へと引き上げる、これが柱でございます。将来、2020年を楽しみにしております。この行政の中でも、約3割の女性がこの前に座っていただけるものかなというような希望も持ちながら今後進めてまいりたいと思いますけれども、ここでお願いいたします。この本市の女性登用について、男女共同参画の中にも2次計画の中にも人事課の部分で書かれておりますけれども、現在の女性管理職の割合と、それから育児や介護など女性が働きやすい環境の整備が行われているのか、また、国が女性管理職の比率を30%にするという、この目標を掲げておりますけれども、市としての決意をお伺いしたいと思っております。

◎総務部長(若林一敏君) 今、真船議員から御質問のありました女性の管理職の登用について、一括してお答えをしたいと思います。

まず、現在の女性管理職の割合でございます。平成26年4月1日現在の管理職数は全部で246名、そのうち男性が181名、女性が65名ということで、割合につきましては26.4%という状況でございます。級別に申し上げますと、7級が1名、6級が25名、5級が28名、4級が11名という状況でございます。

続きまして、2点目の女性職員が働きやすい環境の整備という点で申し上げますと、まず育児につきましましては、子どもが3歳に達するまで取得をできます育児休業、また、時間外勤務を免除する制度、また一日の勤務時間の一部を勤務しないこととする部分休業といったものがございます。また、今申し上げました内容につきましては男性の職員も取得できるという状況になっております。また、このほか、父母や祖父母等の介護につきましましては看護休暇という制度がございます。以上でございます。

また、3点目の女性管理職の比率でございますが、現在は国のほうで、真船議員もおっしゃったように2020年に指導的地位を占める女性の割合を30%にするという目標を示す見込みという形になっております。現在、本市におきまして、特に女性管理職の登用につきましては目標数値は定めておりませんが、これまでも管理職の登用につきましては、性別に関係なく職員の知識、管理能力、指導力等の個人の能力を重視した昇格及び配置を進めております。以上のことから、これまで以上に先ほど申し上げました制度の周知、またその制度が利用しやすい職場づくり、また今後、職員の研修等を進める中で女性管理職の人数というものの割合というのもふえていこうというふうに考えてございます。

今後、少子高齢化が著しく進展する中で、優しさでつながるまちづくりを進める上でも、市政の方向性や意思決定等に女性職員が積極的に参画していくことというのは非常に大事なことだというふうに認識をしております。このようなことから、今後につきましても国の動向を注視しつつ、女性管理職の育成に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

◆15番(真船和子君) ありがとうございます。

では、具体的に女性管理職の育成についてどのような研修等を行われているのか。また、26年度はどう取り組もうとされているのか、お尋ねいたします。

◎総務部長(若林一敏君) 女性管理職の育成にかかわる取り組みということで、2点申し上げたいと思います。

現在、本市におきましては、女性職員の能力及び意欲の向上を図り、もってその登用の推進に資するために、女性職員研修というものと自治大学校への派遣という2点を推進をしております。

まず、本年度の女性職員研修につきましては、3級の主任主事等から5級の係長等までの管理職になる前の女性職員を対象としまして、ワーク・ライフ・バランスに関する理解を深めるとともに、ストレスの対処法を学び、前向きな考え方を身につけることにより周囲と円滑な人間関係を築くための手法を学ぶ研修を予定をしております。また、自治大学校への派遣につきましては、幹部職員育成の観点から毎年男女各1名を派遣をしており、これまでに16名の女性職員を派遣し、高度な研修を通じ、幹部職員となるべく総合的な政策能力や行政管理能力を育成しているところでございます。以上でございます。

◆15番(真船和子君) ありがとうございます。この件につきましては、今後、2020年までの行動目標を明確にしなが、ともどもに協力し合いながら、習志野市におきまして女性が活躍できる社会、そして若者が生き生きと活躍できる社会、そして未来をつなげていける、その優しさでつながるまちにともどもに目指していきたいと思っておりますので、この件につきましては今後も質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、質問2番目の子育て支援につきまして再質問をさせていただきます。

この公定価格につきましては非常に専門的になっておりますので、私たち、ちょっと外部は、細かい部分で決められてきますので非常にわかりづらい部分がございます。ただ、市民の保護者の皆様からいいますと、この新制度によって、早い話が利用者負担額がどうなるのかとか、どこの幼稚園、保育所に行くことが可能なのかという、ここが一番聞きたいところだと思っております。先ほど市長のほうからは、この本市の利用者負担額は7月の末に仮決定をし、今後、27年度の予算化に向けて行っていくということでございました。この件につきまして、私立、市立の幼稚園の利用

者負担額がどのようになっていかれるのか。また、新制度につきまして、具体的にどのように保護者、または住民に説明、周知を図っていかれるのか、お尋ね申し上げます。

◎こども部長(早瀬登美雄君) それでは、新制度における市立及び私立幼稚園の利用者負担額、そして具体的な周知方法についてお答えをさせていただきます。

先ほどの市長答弁にもございましたように、内閣府より5月26日に通知がございまして、公定価格の仮単価が示されました。この仮単価表をもとに、国が示す利用者負担額を基準としながら、現在本市としての利用者負担額について検討をしているところでございます。

なお、新制度に移行する幼稚園において保護者に御負担いただく保育料については、所得に応じた応能負担となり、市立、私立ともに同額となります。一方、新制度においては保育料のほかに教育・保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる対価については、保護者から実費以外の上乗せ徴収ができるほか、日用品や行事等に必要な費用についても実費徴収ができることとされております。この実費徴収については、いずれも文書における保護者の同意が義務づけられております。この実費以外の上乗せ徴収及び実費徴収分によりましては、保護者の負担額につきましては各施設において多少の変動が生じてくると認識をしております。

次に、利用者負担額を含む新制度の具体的な周知方法についてお答えをいたします。

子ども・子育て支援新制度は、利用者負担額の変更や認定申請の市への一本化など、就学前の乳幼児を持つ保護者の皆様に直接的な影響を及ぼす制度改正となります。したがって、新制度における具体的な内容について、できる限り情報提供と御説明を行い周知を図ることは、新制度の円滑な実施において必要不可欠であると考えております。これまでも広報習志野や市のホームページにおいて新制度の概要について掲載をしておりますが、8月以降につきましては、利用者負担額など具体的な内容について保護者の皆様に直接御説明をしております。

まず、8月の土曜日及び日曜日に公民館等の公共施設において説明会を実施いたします。さらに、8月から9月の初旬にかけて市立の幼稚園、保育所において説明会を実施いたします。また、幼稚園におきましては子育てふれあい広場でも説明会の実施について周知を図り、未就園児の保護者も対象としてまいります。

今申し上げました公共施設における説明会の日程及び場所、定員等につきましては、広報習志野7月15日号に掲載する予定でございます。また、チラシを各町会にて回覧していただくとともに、子育て支援施設においても配布するなど、できる限りの手段を用いて周知を図ってまいります。

なお、私立幼稚園、保育所におきます保護者説明会につきましては、今後、各施設と調整を図り実施をしております。以上です。

◆15番(真船和子君) ありがとうございます。新制度におかれましては、利用者負担額が市立、私立ともに同額となるということになっております。また、所得に応じて応能負担という形がこれから図られていくというふうに今あったかと思っております。

この新制度におかれましては、まだまだいろいろな不明確な点、公定価格に対しましてもまだ仮単価でございます。そういうところから、現場におかれましてはいろいろ不安や懸念の声が出ているということも聞いております。特に私立幼稚園におかれましては、この新制度に移行するか否かの経営判断というものが今現状求められているような状況でございます。本市としましては、この

私立幼稚園への新制度への移行につきまして、どのように進められていられるのかをお尋ねいたします。

◎こども部長(早瀬登美雄君) 私立幼稚園の新制度への移行につきましては、本市の拡大する保育需要への受け皿として、さらには新制度における1号認定、いわゆる幼稚園児の3歳児の受け入れ枠の確保の観点から強く望むものでございます。

これまで私立幼稚園の皆様には、新制度の概要、教育・保育の需要量の見込み等につきまして御説明をしておりますが、私立幼稚園の経営上、最も重要な公定価格が5月26日に示されましたので、今月中に改めて各園に御説明をさせていただき予定でございます。その上で、各園において新制度への移行等について御検討をされることになると考えます。

今後の移行への意思確認につきましては、国より私立幼稚園の新制度への移行に関する移行調査票が示されましたので、今週中には調査票を配付し、調査の御協力を私立幼稚園にお願いをしております。各私立幼稚園の平成27年度の新制度への移行の有無につきましては、8月の市民説明会までには私立幼稚園の御意思を確認し、公表が可能となるよう進めてまいります。

なお、私立幼稚園の新制度への移行につきましては、平成27年4月に限られることではなく、いつの年度においても随時移行が可能でありますことから、今後も私立幼稚園と密接な連携を図り、御意向を十分に確認した上で、必要に応じて情報の提供を図っております。以上です。

◆15番(真船和子君) 新制度に移行します私立幼稚園、そして新制度に移行しない私立幼稚園という部分も出てくると思います。この中でこの利用者負担額というものはどうなっていくのか。また、それぞれの保護者についてどのように説明をされていくのか、お尋ねいたします。

◎こども部長(早瀬登美雄君) 平成27年4月におけます私立幼稚園各園の子ども・子育て支援新制度への移行の有無につきましては、ことしの8月から実施いたします説明会において明らかにすることが必要であり、私立幼稚園に御理解、御協力いただき、早急に確認をしております。

新制度の導入により教育・保育給付を受ける権利が就学前の子どもを持つ保護者に保障され、新制度に移行する幼稚園を御利用いただく保護者の皆様にとりましては、利用者負担額等がこれまでと変わる一方、新制度に移行しない幼稚園を御利用の場合は、現行制度がそのまま継続されることとなりますことから、保護者がどちらの制度のどの幼稚園を利用するか選択をする必要があります。したがって、真船議員御指摘のとおり、新制度に移行する幼稚園の保護者、移行しない幼稚園の保護者、それぞれに適正な情報をお伝えする必要があると考えております。

そこで、私立幼稚園各園において新制度への移行の御意思が固まり次第、それぞれの園と御相談の上、保護者の皆様への説明が可能となるよう努めてまいります。以上です。

◆15番(真船和子君) ありがとうございます。

もう一点、新制度についてお伺いいたします。

あくまでも全ての家庭のお子さんが平等に、この教育・保育を受けるための制度でございますけれども、この利用者負担額におかれましては若干地域差が、地方財政負担の部分がございまして、地方によっては財政力の厳しいところでは負担が変わってくるという地域格差も生まれるのではないかと懸念も出ております。本市でいいますと、船橋市、千葉市等に私立幼稚園、または八千代ですね。八千代市等に私立幼稚園に通われているお子様がいます。その方々の利用者

負担額というのは、習志野市で設定をした利用者負担額と千葉市で設定をしております利用者負担額、ここに差が出てくることも言われております。同じ幼稚園に通いながらも、習志野市のお子様と千葉市のお子様では負担額が違ってくるといようなことも懸念されておりますけれども、ここについての他市とのバランスの調整を図りながら進めていただきたいという考えではございますが、この点につきましてはどのような形になるのでしょうか。

◎**こども部長(早瀬登美雄君)** 新制度において給付対象施設に移行した他市の私立幼稚園についても、これまでどおり利用することが可能です。給付対象となった他市の幼稚園に本市の児童が通った場合、保護者に御負担いただく保育料につきましては、本市が設定する保育料を施設にお支払いいただくことになります。市は、対象幼稚園の公定価格に対し保育料を除いた給付額を支払います。議員御指摘のとおり、保育料はそれぞれの自治体で設定することから、同じ幼稚園に通いながらも在住する市町村によって保育料が異なることになります。

現在、保育料について検討を始めたところでありますので、他市の保育料につきましても調査をし、適正な保育料の設定を目指してまいります。以上です。

◆**15番(真船和子君)** ありがとうございます。この子育て環境に係ります重要な点でございます。どうかよりよい支援制度を維持していくためにも、どうか財政負担の件につきましては他市とのバランスを十分図っていただきましてよろしくお願ひしたい、そのように要望させていただきます。

続きまして、利用者支援事業について再質問をさせていただきます。

先ほど市長のほうから、この7月から、この利用者支援事業につきまして、東習志野こども園におかれまして実施をしていただくとの前向きな対応をしていただいたことに関しましては、担当部の皆様に敬意を表したいと思っております。ありがとうございます。

この子育てコンシェルジュの所定の研修を受けて、子育てコンシェルジュとして対応するということではございましたけれども、この研修内容と、また利用者支援事業は地域の多くの御家庭に周知をしていく必要があると思っておりますけれども、この方法についてお尋ねいたします。

◎**こども部長(早瀬登美雄君)** 利用者支援事業の子育て支援コンシェルジュ認定講座の内容及び周知方法についてお答えをいたします。

小学校就学前のお子さんの保護者や妊娠中の方の相談、情報提供は、子育て支援コンシェルジュが対応することとしております。子育て支援コンシェルジュの資格は、保育士等、市内のこどもセンターまたはつどいの広場に勤務している者であり、市が主催する子育て支援コンシェルジュに係る養成講座を修了した者と規定しております。この養成講座は、これまでの知識や情報を補完し、関係部局との連携を図るためのものと捉えております。講座の内容は、利用者支援事業の趣旨・目的、子育て支援コンシェルジュの役割のほか、保育所、幼稚園、こども園の入所・入園の手続やファミリー・サポート・センター、母子保健、各種子どもに関する手当など、小学校就学前のお子さんがある子育て家庭への支援全般の内容を2日間にわたり9こま、約10時間の研修を行う予定であります。また、妊娠から出産、育児までの切れ目のない支援を観点に、必要に応じて関係機関と連携をし、総合的に支援できるよう努めてまいります。

なお、周知方法につきましては、広報習志野7月15日号、市ホームページ、市ツイッターに掲載するとともに、小学校就学前のお子さんと保護者が多く来所するこども部の窓口やこどもセンター、

きらっ子ルームにおいてチラシを配布するなど、広く市民の皆様に対して丁寧かつ十分な周知に努めてまいります。以上です。

◆15番(真船和子君) この利用者支援事業につきましては、子育てサービスのガイド役だけではなくて、支援の必要度が高い家庭に対するきめ細やかな相談支援をするということに対しまして、児童虐待の第一予防でありましたり、発達障がい等の早期発見・早期支援などの効果がこの利用者支援事業には期待をされております。ですので、より多くの地域へ出向いての活動が今後期待されている利用者支援でございますので、早く言えば、今の高齢化の介護保険制度で行われております地域包括支援センター、この役割と同じような役割になっていくものかなと思っております。見守りであり、そして総合的な相談を受ける、こういう利用者支援事業になっていくことを御期待申し上げます。この質問は終わりにさせていただきます。

子育て支援の最後でございますが、移動式赤ちゃんの駅、これは、できましたら早急に整備をしていただきたいと思いますと思っております。この行っている自治体では、市の中で負担をしているところもございませけれども、寄附によるものが多いと伺っております。寄附をしていただきまして、それでこのテント式の赤ちゃんの駅、これを設置している自治体が多いと思っておりますので、ぜひそういうところにも行政としては声かけをしていただきたいと思います。そして、ともに子育て施策の推進に取り組んでいただけるように声かけをしていただきたいと思います。要望させていただきます。ありがとうございます。

次に、続きまして再質問、保健福祉行政に入らせていただきます。

保健福祉行政の中では2点質問をさせていただいておりますけれども、ちょっと順番を変えまして、習志野市の救急医療体制の対応についてでございます。

この小児救急におかれましては、医療の現場で今小児科医が不足しているということも重々承知の上でございます。本市におかれましては、船橋市の医療センター、そして八千代市の医療センターにお願いをしていることも伺っております。この二次救急医療があります済生会習志野病院におかれまして、本市のこの対応をやっていただけるように、機会がありましたら、ぜひまたその旨を訴えていただきたいと思いますことを要望します。

それから、この議会でも伊藤議員のほうからもございましたけれども、千葉県で行っております電話相談、これも夜中から朝8時まで、一番子どもがぐあいが悪くなる時間帯、ここにやっていないというのは千葉県としてもおかしいのではないかなと思っておりますので、ここも強く要望していただきまして、習志野市におかれましても子どもがふえてきております。他市から来たお母様たちからも聞いております。習志野市では、救急対応がなかなか休日でも市内でないということも言われておりますので、どうかその辺も重々受けとめて済生会病院にも申し入れしていただきたいと思います。これは要望とさせていただきます。

次に、妊婦の24時間に対します医療体制でございます。

これはもう、平成22年度、我が党の木村孝浩議員も質問されておりますし、我が党でもずっと質問をしてきた経緯がございます。ここにおきまして、そのときと比べまして、今の医療機関、習志野市内での医療機関と施設に勤務する産科医、助産師の数についてお伺いしたいと思います。

◎保健福祉部長(真殿弘一君) 市内で出産ができます医療機関と、その施設に勤務する医師、助産師の数についてお答えをいたします。

本市で通常分娩ができる医療機関につきましては3カ所でございます。千葉県済生会習志野病院、

こちらは医師が5名、それから助産師が28名おります。谷津保健病院は医師が同じく5名、助産師は13名です。松信ウイメンズクリニック、こちらは医師が2名、助産師が12名と、こういう状況でございます。以上です。

◆15番(真船和子君) ありがとうございます。今の数字、平成21年度の実態調査からしますと、済生会習志野病院の当時の産科医は10名でありました。助産師におかれましては28名、変わっていないかと思っております。このように、産科医が大幅に、この病院におかれましては急減しているというような現状がうかがわれます。

また、谷津保健病院、そして松信ウイメンズクリニックにおかれましては助産師もふえておりまして、充実した環境を整えていただいているというふうに認識をさせていただいておりますが、この数字で習志野市が出産を迎える保護者様に対して十分機能を果たし切れるのかどうか、お尋ねいたします。

◎保健福祉部長(真殿弘一君) 本市の平成24年度の出生数を申し上げますと約1,400人でございます。これに対して医療機関が、先ほど申し上げましたように3カ所という状況でございます。出生数がほぼ同じ近隣市と比較をいたしますと、八千代市におきましては出生数は1,600人強に対しまして医療機関が2カ所、そのほか助産所が2カ所あります。流山市は1,600人に対して医療機関は3カ所、浦安市が出生数が1,300人に対して医療機関3カ所、成田市も出生数が1,300人強ですが医療機関は3カ所と、このような状況で、近隣市においても、ほぼ出産できる医療機関の数、これは同じような状況ではございます。

しかしながら、私どもも市民の方々から、出産ができる医療機関が少ないと、こういった御意見も伺っているところでございます。妊婦の方々には安心を持って出産に向かっていただきたいというように考えておりますので、情報提供をしっかりと行うとともに、県に対しましては産科医を増員するための育成支援ということについての要望をしてみたいと考えております。

◆15番(真船和子君) ありがとうございます。ぜひよろしく願い申し上げます。

それでは、もう一点、この妊産婦の救急搬送についてお尋ねしたいと思えます。

この3年間で妊産婦が救急搬送されたことはありますか。また、その搬送におかれまして無事に搬送できているのか、この状況についてお尋ね申し上げます。

◎消防長(古賀弘徳君) お答えします。この3年間ということで、平成23年から平成25年で妊婦を救急搬送した件数は67件ございました。年別の搬送件数を申し上げますと、平成23年は18件、平成24年は22件、平成25年は27件となっております。また、妊婦の搬送時間では最長89分という事案が2件ありまして、1件は東京都内の病院がかかりつけの患者さんで、都内に搬送したことから時間を要したものでございます。もう一件につきましては、かかりつけのない患者さんで深夜の時間帯であったことから、市内の産婦人科3件、八千代市1件、船橋市3件、計7件の医療機関と交渉し、受け入れ先の決定に時間を要したということでございます。

なお、妊婦の平均搬送時間は35.5分となっております。全ての救急の平均搬送時間が34.9分であり、一部搬送に時間を要したこともありますが、おおむねスムーズに搬送できております。以上でございます。

◆15番(真船和子君) ありがとうございます。今のお話をまとめますと、3年間で67件あって、そのうち2件は89分の時間を要したということでございます。65件は、伺いましたところ、かかりつけ

医があるためにスムーズに搬送ができたということを伺っております。その後、1件は遠方、もう1件は深夜であったということも伺っております。また、かかりつけ医がいなかったという理由によりまして、この7回の照会で、7回目によく医療機関に搬送できて、89分の搬送時間を要したということでございます。しかしながら、この妊産婦の救急医でかかりつけ医がないために受け入れが厳しいというものもいかがかと思っております。これに関しましては、また今後の課題としてしっかり市内、そして広域での医療の連携体制をしっかりともう一度構築していただきたいことを要望させていただきます。

また、この妊娠・出産に当たりまして、保健福祉行政といたしましても、しっかりこの母子手帳をもらう際には注意事項としてきっちりお話をしていくことと、かかりつけ医を早く、妊娠と気がついたら母子手帳を早くいただいて、かかりつけ医との健診を受診すること、また、実は男女共同参画で先ほどからやっているんですが、女性の健康を守る視点から、妊娠・出産に対しましても市民意識調査がございまして、やはり女性の体につきまして、妊娠・出産に関しまして、早い段階で教育を受けることによって正しい知識を身につけ、こういう大きな事態にはいかならないかという御意見が載っておりました。やはり10代の教育期間の中で、しっかりこの妊娠・出産に対する正しい知識、健康の知識を入れていただきたいということも、この市民意識調査には載っておりましたので、十分こういう点も10代のうちから、こういう教育をしていただきたいことを要望させていただきます。

この救急医療体制につきましては再質問を終わらせていただきます。

最後に、健康なまちづくりの宣言をこれから行っていくということもございまして、健康施策について伺いました。この健康施策の中では3点重点的にやっていきたいということもございましたけれども、健康的な生活習慣を確立するための施策の中に、今年度、新たに取り組むことが2点言われておりました。その1点として、学校で行う生活習慣病の予防の取り組み、これについては具体的内容とスケジュールについてはどのような形になっていらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

◎保健福祉部長(真殿弘一君) この取り組みにつきましては、子どもたちからの健康的な生活習慣の確立、それから、子どもを通して保護者に対しても日常生活習慣を見直す機会ということを目的として行うものでございます。今年度は大久保東小学校の6年生、それから第四中学校の1年生を対象に実施をしてみたいと考えております。小学校は保健体育の時間、クラスごとに行います。中学校では1年生全員に向けての講義という形で行いたいというように思っております。

具体的な講義内容としては、「早寝早起き朝ごはん」をテーマといたしまして、自分の生活習慣をチェックリストで振り返り、自分の生活習慣を意識すること、それから、人間の体脂肪の重さや色、触感などを実感できる体脂肪模型、これが体脂肪模型でございますけれども、こういった教材を使いまして、生活習慣の見直しのきっかけづくりになるような事業という形で実施をしてみたいと考えております。

また、事業のみで終わらずに、家庭においてもよい生活習慣が継続できるようにしていただきたいということで、学校のほうにも協力をお願いをいたします。以上でございます。

◆15番(真船和子君) ありがとうございます。

今年度、まちづくりの基本計画を策定するというところでありますが、1点要望させていただきます。この人生のスタートであります胎児期からゴールを迎えるまでの一貫した政策を明確に示していた

だけるようによろしくお願ひ申し上げます。
以上で一般質問を終わります。